

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月22日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第1号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成7年香川県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(員外利用割合の限度の特例の指定の申請) 第2条 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。） は、法 <u>第10条第18項</u> の規定による指定を受けようとするときは、指定申請 書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)～(3) 略	(員外利用割合の限度の特例の指定の申請) 第2条 農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。） は、法 <u>第10条第20項</u> の規定による指定を受けようとするときは、指定申請 書に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。 (1)～(3) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。